2024年5月号
FP武蔵野グループ

効果実感、成果が広がる先進的ウインドウ・リノベ

AFP 清水博史

2015年のパリ協定に基づき、2020年10月26日、時の総理大臣が所信表明演説において、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。この宣言に始まった対策のひとつが、家屋・住宅への補助金制度の充実でした。2024年現在も、断熱化や太陽光発電導入には、補助金制度が引き続き行われています。

特に、アルミサッシのガラス窓の放熱効果が高く、室内が夏は暑く、冬は寒い環境になりやすい。一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会の資料によると、冬の暖房時の熱が窓から逃げる割合は全体の58%で、夏の冷房時に窓から熱が入りこむ割合は全体の73%とされています。つまり、冷暖房費用の支払いが大幅に減額できる可能性があるということになります。

我が家での成果をご紹介してみます。

■導入対策

『二重サッシと遮熱フイルムによる環境改善と水光熱費の減少』

■改善点

築32年の戸建て木造家屋、3LDKで、先進的ウインドウ・リノベ。

●1階のリビングとキッチン・ダイニングが一体となったレイアウト。

夏場には冷房が効きにくく暑さが残る。冬は温まりにくく隙間風を感じる(家族談話)

冬場には窓に結露が酷く、汚れやカビなどの発生により、掃除の苦慮、健康への懸念もあった。

●2階3部屋は6畳和室、3畳と6畳の洋室。

和室と3畳洋室には西日が入るので、夏場暑さが籠り、寝室として使いづらい。

冬場には窓に結露が酷く、汚れやカビなどの発生により、掃除の苦慮、健康への懸念もあった。

【費用メリット】

国および都の補助金があり、両方で70万円以上の減額が予想された。

子供が同居し、費用を家族で3分割できる。今後20年以上暮らせるように改築するのが目的のひとつ。後世、賃貸借時にも住居として使えるように家屋の機能を確保するため。

【費用デメリット】

国と都と両方に申請を行う場合に、両方が得られない場合、全額負担がある。

■時期

2023 年 12 月までに改築(2023 年 8 月時点では、2023 年 12 月で国の給付期間終了の告知あり)。
国および都の補助金による工事費軽減を想定。

■工法

大きく分けて後述①～③の3種類の工法がある。
我が家では、②の内窓設置、いわゆる『二重サッシ』工法にて設置した。
①二重ガラスへの交換
②内窓設置
③外窓交換
詳しくは 2024 キャンペーン住宅省エネ:国土交通省・経済産業省・環境省管理ホームページを参照
<https://window-renovation2024.env.go.jp/>

■問題

先進的リノベーションとしての補助金に申請システムの違いがあり、工期発注時にトラブル発生。
国の補助金は、設置業者が申請し、工事後に業者に支払う。発注後でも補助金が出る場合がある。
都の補助金は、工事依頼者が申請して、業者見積以前に補助金額を確定。その後に工事発注。工事後に工事依頼主に支払う。
都の補助金を得るには、業者見積発注以前に申請が必要であった。
都の補助金申請中に、国の補助金申請終了の話あり。発注せざるを得ない状況となり、補助金半額を諦める事態になる。
2023 年 10 月の工事後に、国の給付申請期間延長が決まった。
工事後に「工期に入らず、納期延長することで、都の給付が得られる」場合があったことを知る。

■工期

8 月:数社に見積依頼
8 月:国土交通省と東京都に申請、半月後国土交通省認可。東京都は返答なし。
9 月:契約にて発注(工事機材搬入優先するため、東京都の給付取得断念)
9 月:工事開始
10 月:工事終了
11 月:工事費支払

■結果

内窓設置＋遮熱フィルム設置
工事費用:1,320,000 円(税込)—補助金:474,000 円＝846,000 円
全部屋灯油による暖房器具を利用している。
2022 年 11 月～2013 年 3 月:18ℓ タンク 10 回購入、1 リットル 110 円として 19,800 円の出費
2023 年 11 月～2024 年 3 月:18ℓ タンク 6 回購入、1 リットル 110 円として 11,880 円の出費

●1階のリビングとキッチン・ダイニングが一体となったレイアウト。
冬、温まった空気が窓から放熱されず、温かさがキープされる。
窓ガラスの淵やサッシ・アルミ部分の結露がなくなった。

二重サッシにより、窓の開閉時に、2 回操作が必要なった。
●2階3部屋は6畳和室、3畳と6畳の洋室。
和室以外は、暖房機器を使用せず過ごすことが可能となった。
人の体温でも暖房が可能になる。
■課題
国と都と給付申請に違いがある。都は、都民が申請する方法をとっている。
発注者が東京都の給付申請後に、業者に見積～注文する。工事開始前に業者が給付申請する。
この手順を踏めば、より軽減できる。ただし、東京都の給付が得られず、国の給付申請期限を超えると、全額が依頼者負担となる場合がある。
東京都以外の道府県での先進的リノベに関する申請については、各道府県庁に確認ください。

戸建てでの実施例以外に、区分所有建物/マンションでの補助金制度利用の結果も含めて、利用者アンケート結果に出ていたので併せて、述べておきます。

出典：公益財団法人 北海道環境財団
既存住宅における断熱リフォーム支援事業
『アンケート結果からわかること』
<https://www.heco-hojo.jp/danref/doc/danref_survey2023.pdf>

ぜひ、アンケート結果からわかることを見てください。
マンションでも、断熱改修により顕著な効果があったことが分かります。
特に集合住宅に多い騒音問題に対しても遮音性が高まったとして、評価されていることが見られます。

2050 年にカーボンニュートラルへの効果は別として、
住居リフォームをお考えの方には、ぜひ、FP としてご案内してみてはいかがでしょうか？

控除後の工費についても、現在居住している住居の場合
所得税や固定資産税について、減税される場合があります。
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000249.html#kotei2>
参照：国土交通省ホームページ『住宅リフォームにおける減税制度について』

以上